

## 巻頭言

## 森林の「総合」研究

監事 片桐 一正



森林総合研究所は独法化に伴って研究評議会を設立しているが、その会の助言者委員の一人が、研究所の名称にある「総合」という語はどのような意味を持つのだろうかと諮問していた。社会気運に厳しい感覚の委員は、所名により研究業務の基本が認知できるものであると研究組織の新しい改革構想までが理解できると思っていたようである。恐らく委員は「総合」の語の重要性を十分に認識しており、森林総研が森林の命題を新しい視点で究明し、その成果を新しい感覚で総合することによって、森林文化の現代的躍進の一拠点となりうる研究推進手法であると思慮していたと思われる。

今更そのような話題をする程でもないと思われるかもしれないが、私は当研究所の新しい態勢の研究構想に興味を持っていて、研究体制の基本が研究者に理解されてくると、総合研究が森林文化の基本性の追求にも新しい感覚手法が見られるようになり、新構想を踏み出した今改めて研究の効果を考察することも無駄ではないと思ったのである。

そもそも総合とは分析と同一論考の基にあるもので、科学技術の論及には分析・総合の考察が基本である。自然科学でも、「分析による研究が総合の方法に常に先行しなければならない」研究概念であるとされる。森林は正に自然科学研究概念に基づくもので、自然科学分析の成果が森林の科学実態を解明する。加えて現代の森林におけるバイオロジー要因の分析・総合の究明には、ナノテクによる考察の新概念が期待される。言い換えると、森林の実質の観測や実験の分析総合すなわち帰納により、森林の実態が明晰となる。総合は森林そのものの活用法の技術発想を展開させる手段であるともいえるのである。

このような当研究所の新しい研究方策の総合思考は、社会の行政課題にとっての発想に有効であり、項目の分析究明により生じた基礎事項の総合で解明される。特に、法律の改正により、森林環境意識の優先される新しい感覚からの行政にとって、有効な研究体制であり、森林文化の新しい展開にも期待されている。このため森林総合研究所の業績は、分析・総合の研究概念の体制による各過程段階の成果に評価される。従って社会行政等の課題は、実験・観察の分析究明事項の帰納に基づく結論であり、総合による実質成果として評価されるものである。

当今、森林に対する科学技術研究概念に基づく新構想を理解してきている研究者達が、柔軟な発想とともに力強く歩み出しているのを実感している